仕 様 書（レンタル用）

文化市民局地域自治推進室　マイナンバーカード企画推進担当
（担当：庄司、髙橋正喜 電話：075-746-5287）

件　　名	モバイル Wi-Fi ルーター（レンタル）
契約期間	令和８年１２月２３日～令和９年３月３１日
契約条件	１　商品詳細 以下の要件を満たす「モバイル Wi-Fi ルーター」とする。 ＜数量＞ １７台 ＜データ量＞ １０ＧＢ／月 とする。 ただし、月間の利用量が１０ＧＢを超えた場合は、速度規制をしたうえで利用できること。 ＜対応回線＞ ４ＧＬＴＥ ＜充電＞ ＡＣアダプターによる充電（コンセントでの充電）と、ＵＳＢケーブルによる充電（パソコンへの接続による充電）の両方が可能であること。 ※充電用のＡＣアダプター及びケーブルも用意すること。 ＜通信＞ 北区役所、上京区役所、左京区役所、中京区役所、東山区役所、山科区役所、下京区役所、南区役所、右京区役所、西京区役所、西京区役所洛西支所、伏見区役所、伏見区役所深草支所、伏見区役所醍醐支所が、通信可能範囲（エリア）内であること。 ＜その他＞ ①　本モバイル Wi-Fi ルーターは、タブレットやパソコン等の機器（別途、本市において用意する）に通信接続し、職員が機器を使用しながら業務を行うことを予定している。このため、本用途で利用できるものであること。 ②　レンタル期間中に、モバイルWi-Fiルーターが故障した場合は、本仕様書の内容を満たす同等品と無償で交換すること。 ③　レンタル期間満了後、モバイルWi-Fiルーターに通信履歴等の記録が残る場合については、京都市情報セキュリティ対策基準に則り、記録媒体から全てのデータを消去のうえ、データ消去に関する証明書を本市に提出すること。 ④　契約には、搬入及び返却等の諸経費を含むこと。 支払は原則、毎月１日以降に前月分を受注者からの請求に基づき、請求書

	受領後３０日以内に支払う。ただし、毎月の支払額に小数点以下が発生する場合は、最初の支払に上乗せして支払うものとする。 ２　納品条件 （１）納品場所 右京区総合庁舎２階　地域自治推進室（分室）マイナンバーカード企画推進担当へ納品すること。 住所：〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町 12 番地　サンサ右京２階 電話番号：075-746-5287 （２）納品日 令和８年１２月２３日までに利用できるようにすること。 ３　その他 本仕様書に疑義が生じた場合は、協議の上、本市の指示に従うこと。